

杉並区子ども読書活動推進懇談会運営要綱

平成26年3月24日

杉教第12000号

改正 平成30年2月27日杉教第10207号
令和5年3月10日杉教第10565号

令和4年3月23日杉教第11086号

杉並区子ども読書活動推進委員会設置要綱（平成16年5月14日杉教第1618号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、杉並区子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 懇談会は子ども読書活動に関し、次に掲げる事項について、広く意見を聞くことを目的とする。

- （1）杉並区子ども読書活動推進計画に係る事業に関すること。
- （2）その他子ども読書活動推進に必要な事項

（構成）

第3条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1）学識経験者 2名以内
- （2）子ども読書活動関係団体から推薦を受けた者 1名
- （3）公募による区民 3名以内
- （4）学校教育関係者 2名以内

（運営）

第4条 懇談会は、必要に応じて中央図書館長が招集する。

- 2 懇談会の司会及び進行をする者は、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 中央図書館長は、会議に際し必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、公開とする。

（庶務）

第5条 懇談会の庶務は、中央図書館において処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、教育委員会事務局生涯学習担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月27日杉教第10207号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日杉教第11086号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月10日杉教第10565号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。